

既存顧客向けセミナーへの御招待

2019年施行

# 働き方改革関連法 改正セミナー

参加費  
無料



日時

2019年1月22日(火)

10:00-12:00

定員 先着40名様

会場 TKPガーデンシティ東梅田 バンケット3A  
(大阪府大阪市北区曾根崎2丁目11-16)

## セミナー概要

国会審議が3年も続いていた改正労働法ですが、働き方改革の追い風を受け、いよいよ2019年4月に改正が行われる見込みとなりました。今回の改正では、労働時間の上限規制や、年次有給休暇の取得義務化など、過重労働対策が強力に進められることとなります。本セミナーではその最新情報と影響、そして企業に求められる具体的対応について、分かりやすく解説します。

SATO社会保険労務士法人 代表社員

元長野労働局長 元労働基準監督官 山本 忠正

お問い合わせ・お申し込みは



SATO社会保険労務士法人  
大阪オフィス セミナー事務局

TEL : 06-6838-7188

URL <https://www.sato-group-sr.jp/>

お申し込み方法は裏面をご確認ください

# SATO社会保険労務士法人 既存顧客向けセミナー

## 開催情報

主催 SATO社会保険労務士法人  
日時 2019年1月22日(火)10:00～12:00(受付9:30)  
会場 〒530-0057 大阪市北区曾根崎2丁目11-16  
TKPガーデンシティ東梅田3F(バンケット3A)  
対象 人事部門、経企、働き方改革推進担当  
受講料 御招待(無料、先着順・事前登録制となります)  
定員 40名(事前登録制)



## 講演情報

講師	SATO社会保険労務士法人 代表社員 <b>山本 忠正</b>  一経歴: 昭和44年 <b>東京労働基準監督官、千葉労働基準監督官</b> 昭和56年 労働省労災補償訟務官など 平成12年 <b>長野労働局長</b> 平成28年 SATO社会保険労務士法人 代表社員
講演概要	<p>国会審議が3年も続いていた改正労働法ですが、働き方改革の追い風を受け、いよいよ<b>2019年4月</b>に改正が行われる見込みとなりました。今回の改正では、労働時間の上限規制や、年次有給休暇の取得義務化など、過重労働対策が強力に進められることとなります。本セミナーではその最新情報と影響、そして企業に求められる具体的対応について、分かりやすく解説します。</p> <p><b>1. 労働時間のポイント(労働基準法等)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 時間外労働の上限規制(罰則付き)</li><li>② 月60時間超の時間外労働の割増賃金</li><li>③ 年次有給休暇の確実な取得</li><li>④ 高度プロフェッショナル制の新設</li><li>⑤ 勤務間のインターバル制の新設(努力義務)</li><li>⑥ 労働時間の状況把握と産業保健機能の強化</li></ul> <p><b>2. 同一労働同一賃金のポイント(パートタイム労働法等)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>① パートと正規労働者の均衡待遇</li><li>② 待遇に関する説明義務</li></ul>

## スケジュール

10:00～11:20	働き方改革関連法の改正セミナー
11:20～12:00	質疑応答

※都合により、講演内容等に変更が生じる場合がございます。予めご了承ください。

## 申し込み方法

お申し込み方法 /お問い合わせ先	◆お申し込みは、必要事項を記載の上、下記メールアドレスまでお申し込みください。 Mail : <a href="mailto:sato-osaka@sato-group.com">sato-osaka@sato-group.com</a> <b>必要事項 ①貴社名 ②部署名 ③役職 ④お名前(フリガナ) ⑤電話番号</b>  ◆ご不明点は、上記アドレスもしくは担当者まで直接お問い合わせください。 SATO社会保険労務士法人 大阪オフィスセミナー事務局 担当: 若松 Tel 06-6838-7188
---------------------	---

